



## 事業承継の準備は出来ていますか？

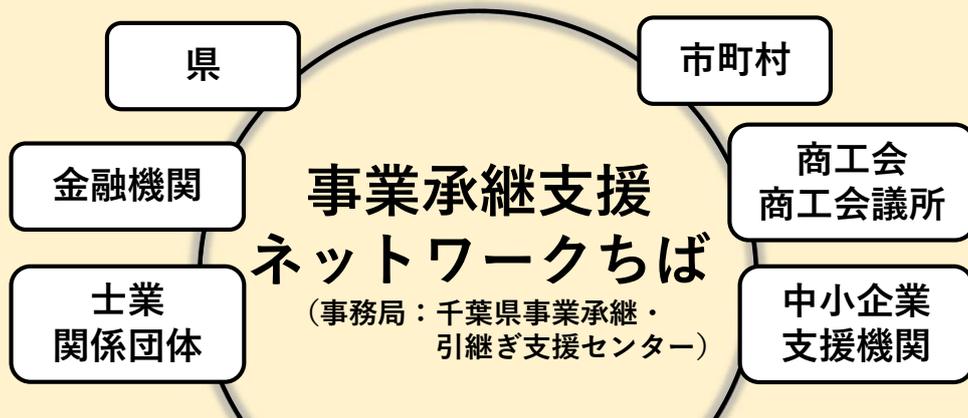
## 後継者候補は決まっていますか？

- ◆ **廃業・休業を考える前に相談を！**  
あなたの会社、承継されるかもしれません。
- ◆ **事業承継計画書を作りませんか!?**  
専門家がお手伝いいたします。
- ◆ **自社株式の贈与・相続には税金がかかりますが、県に特例承継計画を提出して一定の要件を満たせば、贈与税・相続税の納税猶予、免除が受けられます。**  
特例承継計画の提出期限は令和8年3月31日です。



チーバくん

## 千葉県事業承継ワンストップ相談窓口相談を



「事業承継支援ネットワークちば」は、県内中小企業の皆様の円滑な事業承継のため、県・市町村、商工団体、金融機関、その他中小企業支援機関など106の機関が協力して支援するネットワークです。  
千葉県事業承継・引継ぎ支援センター（ネットワーク事務局、千葉商工会議所内）がワンストップ相談窓口となり、常駐する専門相談員が無料で相談をお受けしています。

どんな小さなことでも結構ですので、まずはお気軽にご相談ください！（秘密順守、相談無料）

☎ 043-305-5272 事業承継支援ネットワークちばポータルサイト  
月～金（祝日を除く）9:00～17:00 <https://portal.chiba-jigyohikitsugi.jp/>



今なら、県の事業承継助成制度が利用できます。

例) 株価算定料  
100万円

助成率1/2, 助成限度額50万円

→ 50万円に!

負担額50%減

助成金  
(県)

後継者探し  
(スモール  
M&A)

補助金  
(国)

事業承継  
税制

・ 事業承継を目的に使える県の助成金があります。  
(助成率1/2以内, 助成限度額50万円)

- 株価など企業価値の算定委託料
- M&Aの仲介委託料、着手金、登録料
- 後継者の育成のためのセミナー等受講料
- 事業承継計画の策定委託料

・ 事業承継時に使える国の補助金もあります。

- 事業承継・引継ぎ補助金
  - 【経営革新枠】 補助率：1/2又は2/3以内
  - 【専門家活用枠】 補助率：1/2又は2/3以内
  - 【廃業・再チャレンジ枠】 補助率：1/2又は2/3以内

・ 非上場会社の自社株式を後継者に贈与・相続する場合、一定の要件を満たせば、贈与税・相続税の納税猶予・免除が可能となります。

## 千葉県事業承継・引継ぎ支援センターの成約事例



譲渡先: 株式会社ニットク 様

(建築資材卸売業)

譲受先: 今井ベルト株式会社 様

(ゴム製品製造業)



(株)ニットクの代表は高齢化と後継者不在のため松戸商工会議所の紹介を受けて当センターに事業譲渡の相談をした。

当センターは譲受先の探索を行なうとともに、取引先である今井ベルト(株)への打診を助言。同社から前向きな意向が示されたことから交渉を重ねて株式譲渡契約締結に至った。

譲渡側は従業員の雇用と得意先との取引を守ることができた。また、譲受側も業容の拡大が期待できるなど双方に有意義なM&Aが成立した。なお、金融機関借入や個人事務所の賃貸契約も承継された。

M&Aの意義(譲渡先紹介: 商工団体⇨千葉県事業承継・引継ぎ支援センター)

- ① 譲渡側: 地域経済への影響を回避し、自らの今後の生活の安定を図ることができた。
- ② 譲受側: サプライチェーンを強化し、業容の拡大を図ることが可能になった。